

「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し(中間案)」
に対する意見募集の結果について

1 意見募集期間

平成26年1月14日(火)から平成26年2月13日(木)

2 意見募集の結果

(1) 意見数 382件

(2) 市町別意見数

市町名	件数
鳥羽市	194
松阪市	43
津市	23
伊勢市	22
伊賀市	11
志摩市	9
鈴鹿市	8
熊野市	8
多気町	8
御浜町	8
玉城町	5
四日市市	4
名張市	4
大台町	4
桑名市	3
東員町	3
明和町	3
紀北町	3
紀宝町	3
いなべ市	2
菰野町	2
朝日町	2
度会町	2
尾鷲市	1
大紀町	1
県外	1
不明	5

※ご意見なし(亀山市、木曾岬町、川越町、南伊勢町)

パブリックコメント意見集約表

番号	項目	意見(※要約)	件数
1	定数削減	一票の格差を是正するために必要ではあるが、定数削減が県南部地域に偏りすぎており、南部地域に住む県民の県政への意見反映の点からも問題がある。	81
2	定数削減	中山間地域を含む県南部地域は過疎、高齢化、鳥獣被害等をはじめ課題が山積しており、県南部地域よりもむしろ県北部地域から定数削減を行うべき。	6
3	定数削減	中間案の定数削減(6人)数ではなくもっと定数削減(7人以上)を実施するべき。	18
4	定数削減 合区	鳥羽市選挙区と志摩市選挙区の合区及び定数削減には反対する。 (1)鳥羽市は有人離島があり現在約4,000人が生活している。公共交通機関は市の定期船だけで日常生活の困難さは県内市町とは比較できない。 (2)鳥羽市は、産業、教育、福祉等どの分野においても特別な地域であり、市の状況を理解し県政へ伝えるためには鳥羽市選挙区の維持と議員定数1人は最低の条件 (3)鳥羽市選挙区と志摩市選挙区を合区し定数減をすれば、人口比率の少ない鳥羽市から議員が選出できなくなる	183
5	一人区	県南部地域において定数削減により1人区が4選挙区設置されることになるが、多様な県民の意見をより適切に県議会に反映できるようにするためには、選挙でのいわゆる「死票」を極力減らすべきであり、合区も含めて再検討すべき。	92
6	定数配分	単なる議員1人当たりの人口割で定数を算定するにこだわるのではなく、選挙区面積(地域面積)など地域事情も考慮して定数配分を検討すべき。	39
7	定数配分	議員の定数削減ありきではなく、基準となっている都市部の選挙区(亀山市、鈴鹿市選挙区)の定数を増やす選択肢も議論すべき。	19
8	検討時期	定数削減や選挙区の見直しは次々回選挙であるならば、次回改選時に当選した新しい議員の意見を反映するとともに、平成27年に実施される国勢調査の人口動態も考慮して再検討すべき。	42
9	改正時期	定数削減は次々回選挙において実施するのではなく、次回選挙(平成27年改選)から適用し早期に実施すべき。	41
10	意見聴取	議員定数や選挙区の見直しにあつては、第三者機関の設置や公聴会、参考人あるいは見直し対象区の地元の意見を直接聞くべきである。	19
11	報酬削減等	定数削減(現行定数は維持)よりも、議員報酬や政務調査費の削減を図るべき。	10
12	その他	・定数削減をして欲しい ・意見なし	9
合計			559

※一つのご意見を複数の項目に分類・整理しているものがありますので、合計件数は意見提出者数とは一致しません。

《パブリックコメントへの回答にあたって》

選挙区調査特別委員会において平成26年1月14日から2月13日の間に実施しました「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）」に対するパブリックコメントには、県民の皆さんから貴重なご意見をいただきました。いただきましたご意見には、内容が同様の意見が複数ありましたので、委員会において項目ごとに整理、分類し、ご意見に対する委員会の考え方について、以下のとおり回答させていただきます。なお、パブリックコメントにいただきましたご意見については、三重県議会のホームページに2月25日開催の選挙区調査特別委員会（委員会資料3）として掲載しており、その資料中の該当する分類項目欄に○印を付けていますのでご参照ください。

※三重県議会ホームページ（ホーム）県議会の活動＞委員会＞委員会資料＞平成25年度委員会資料＞平成25年度選挙区調査特別委員会＞2月25日資料3-1、3-2、3-3、3-4）

なお、パブリックコメントを実施するにあたり、これまで三重県議会が取り組んできた議員の定数削減や選挙区見直しにかかる内容、公職選挙法における選挙区の合区の規定等について、一部説明が不足する点がありましたので、今回これらの点につきましても委員会の考え方のなかで回答をさせていただいております。

番号	項目	意見(※要約)	委員会の考え方
1 2	定数削減	<p>1 一票の格差を是正するためには必要であるが、定数削減が県南部地域に偏りすぎており、南部地域に住む県民の県政への意見反映の点からも問題がある。</p> <p>2 中山間地域を含む県南部地域は過疎、高齢化、防災、鳥獣被害等をはじめ課題が山積しており、県南部地域よりもむしろ県北部地域から定数削減等を行うべき。</p>	<p>公職選挙法第15条第8項において、各選挙区の議員の定数は人口に比例して条例で定めると規定され、ただし特別の事情のあるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めるとされています。</p> <p>平成12年3月の選挙区調査特別委員会の検討結果に基づき、総定数を削減（55人から51人）し、都市形成の進んでいる伊勢湾岸の市部選挙区（四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）の定数を1人ずつ削減しましたが、その際には、このただし書の規定により、中山間地域や県南部地域の選挙区については、過疎、高齢化、防災等の課題がある当該地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず、その後の平成18年の選挙区調査特別委員会及び平成21年の議員定数等検討会議の検討結果においても、中山間地域や県南部地域の選挙区の定数を据え置いてきた経緯があります。</p> <p>今回の中間案においては、県の総人口が減少するなか、北勢地域をはじめとする都市部の人口は微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口は減少が進んでいることから、拡大した一票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し議員1人当たり人口の少ない選挙区について定数削減等を行っています。</p> <p>なお、県議会議員は、各選挙区から選出されますが、それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対しては、当該選挙区選出議員はもちろんのこと、すべての議員が県の課題として十分に認識し、県議会議員として自覚と責任を持って対応していくべきものと考えています。</p>

番号	項目	意見(※要約)	委員会の考え方
3	定数削減	中間案の定数削減数(6人)ではなくもっと定数削減(7人以上)を実施するべき。	<p>県議会議員の総定数については、情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化するなか県議会においても自ら率先して定数削減に取り組むこととし、平成12年3月に55人から51人に見直しを行い、伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部(四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市)の選挙区から1人ずつ削減を行いました。</p> <p>今回の中間案の策定にあたっては、一票の格差の是正を図るために、個々の選挙区の定数等について様々な観点から検討を行った結果、定数を6人削減することとしたところです。</p> <p>なお、三重県議会基本条例第6条の2において、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。」と定めており、今後の国勢調査における人口動態や社会経済情勢等の状況を考慮して不断の検討を行っていきたいと考えています。</p>
4	定数削減 合 区	<p>鳥羽市選挙区と志摩市選挙区の合区及び定数削減には反対する。</p> <p>(1) 鳥羽市は有人離島があり現在4,000人が生活している。公共交通機関は市の定期船だけで日常生活の困難さは県内市町とは比較できない。</p> <p>(2) 鳥羽市は、産業、教育、福祉、防災などの分野においても特別な地域であり、市の状況を理解し県政へ伝えるためには鳥羽市選挙区の維持と議員定数1人は最低の条件。</p> <p>(3) 鳥羽市選挙区と志摩市選挙区を合区し定数減をすれば、人口比率の少ない鳥羽市から議員が選出できなくなる。</p>	<p>今回の中間案では、一票の格差是正を図るため、人口減少が進み議員1人当たり人口が少ない選挙区である尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区の定数削減を行っています。</p> <p>また、現行定数が1人である鳥羽市選挙区(人口21,435人)については、議員定数51人による議員一人当たり人口(36,367人)を下回る任意合区対象選挙区でもあることから、一票の格差の是正を図るためには隣接する選挙区との合区が必要であり、福祉、環境衛生の広域行政等において関係の深い志摩市選挙区との合区をしたうえで定数を1人削減することとしたところです。</p> <p>これらの定数削減等を行う選挙区については、離島を抱える地域や過疎、高齢化、防災等の課題が多い地域ではありますが、このような特別の事情を考慮してもなお一票の格差是正が必要と判断されるため、定数削減等を行うこととしたところです。</p> <p>なお、県議会議員は、各選挙区から選出されますが、それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対しては、当該選挙区選出議員はもちろんのこと、すべての議員が県の課題として十分に認識し、県議会議員として自覚と責任を持って対応していくべきものと考えています。</p>
5	合 区	県南部地域において定数削減により1人区が4選挙区設置されることになるが、多様な県民の意見をより適切に県議会に反映できるようにするためには、選挙でのいわゆる「死票」を極力減らすべきであり、合区も含めて再検討すべき。	<p>選挙区の設定にあたっては、県民の多様な民意を的確に議会に反映するために、できる限り一人区の設定は避け、合区を行うことにより議員定数を複数とすべきであるとの意見もある一方で、地域の声を拾いあげるためには、できるだけ面積の小さな選挙区を設置すべきではとの意見も出され議論が行われたところです。</p> <p>今回の定数見直し対象選挙区はそれぞれが広大な区域面積を有し、現行の選挙区面積が最大である津市選挙区(710km²)より大きい選挙区の設置は控えるべきであるとし、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区について隣接する選挙区との合区は行わないこととしたところです。</p> <p>今後、議会として多様な民意が的確に議会の議論の中で反映できるよう努力を行うこと、また、議員自身も多様な民意の把握に努めるなど県民の負託に応えていく必要があると考えています。</p>

番号	項目	意見(※要約)	委員会の考え方
6	定数配分	単なる議員1人当たりの人口割で定数を算定することにはこだわらず、選挙区面積(地域面積)など地域事情も考慮して定数配分を検討すべき。	<p>公職選挙法第15条第8項において、各選挙区の議員の定数は人口に比例して条例で定めると規定され、ただし特別の事情のあるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされています。</p> <p>平成12年3月の選挙区調査特別委員会の検討結果に基づき、総定数を削減(55人から51人)し、都市形成の進んでいる伊勢湾岸の市部選挙区(四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市)の定数を1人ずつ削減しましたが、その際には、このただし書の規定により、中山間地域や県南部地域の選挙区については、過疎、高齢化、防災等の課題がある当該地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず、その後の平成18年の選挙区調査特別委員会及び平成21年の議員定数等検討会議の検討結果においても、中山間地域や県南部地域の選挙区の定数を据え置いてきた経緯があります。</p> <p>今回の中間案においては、県の総人口が減少するなか、北勢地域をはじめとする都市部の人口は微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口は減少が進んでいることから、拡大した一票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し議員1人当たり人口の少ない選挙区について定数削減等を行っています。</p> <p>なお、県議会議員は、各選挙区から選出されますが、それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対しては、当該選挙区選出議員はもちろんのこと、すべての議員が県の課題として十分に認識し、県議会議員として自覚と責任を持って対応していくべきものと考えています。</p>
7	定数配分	議員の定数削減ありきではなく、基準となっている都市部の選挙区(亀山市選挙区、鈴鹿市選挙区)の定数を増やす選択肢も議論すべき。	<p>県の総人口が減少傾向にあるなか、現在の社会経済情勢や厳しい県財政状況の下での現行議員定数(51人)の増加については、県民の理解を得ることは困難であると考えています。</p> <p>総定数を増加せず一票の格差是正を図るには、議員1人当たり人口が最も多い亀山市選挙区について、隣接する選挙区との合区又は選挙区定数の増加が考えられます。</p> <p>しかしながら、①隣接選挙区との合区については、定数1人の亀山市選挙区人口(51,023人)が、議員定数51人による議員一人当たり人口(36,367人)を上回っているため、公職選挙法の規定により合区することができないこと、また、②選挙区の定数増については、亀山市選挙区の定数を1人増加したとしても、次いで議員一人当たり人口が多い鈴鹿市選挙区(49,823人)があるため、抜本的な一票の格差是正にはつながらないこと、さらに、これら両選挙区の定数を1人ずつ増やしたとすると、議員一人当たり人口が少ない2つの選挙区の定数を1人ずつ減らさざるを得ないこととなります。</p> <p>以上のことから、亀山市選挙区及び鈴鹿市選挙区の定数だけを増やし、他の選挙区の定数を据え置くことはできないと考えています。</p>
8	改正時期	定数削減や選挙区の見直しが次々回選挙であるならば、次回改選時に当選した新しい議員の意見を反映するとともに、平成27年に実施される国勢調査の人口動態も考慮して再検討すべき。	<p>三重県議会基本条例第6条の2において、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。」と定めており、今後、平成27年に実施が予定されている国勢調査の結果等これからの人口動態や社会経済情勢等の状況を考慮し、改選された議員の下でも、引き続いて一票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方の検証等を行ってまいります。</p>

番号	項目	意見(※要約)	委員会の考え方
9	改正時期	定数削減は次々回選挙において実施するのではなく、次回選挙（平成27年改選）から適用し早期に実施すべき。	定数の削減や合区の対象となっている選挙区の県民への十分な周知と理解をいただく期間が必要であることから、定数削減と合区については、次回の一般選挙（平成27年4月予定）ではなく平成27年5月以降の一般選挙（次々回）から適用することとしたところです。 なお、今回の委員会で議論された改正内容が単なる議論で終わり先送りとならないよう、選挙区及び定数を定めた条例の本則に改正内容を盛り込み、適用する期日は附則に規定することとしています。
10	意見聴取	議員定数や選挙区の見直しにあっては、第三者機関の設置や公聴会、参考人あるいは見直し対象区の地元の意見を直接聞くべきである。	議員の定数や選挙区の見直しについては、県民の方々に直接関係することでもあり、今回、パブリックコメントにより意見募集を行ったところです。 第三者機関の設置や公聴会、参考人等による意見聴取については、例えば中長期の課題について議論を行う場合は必要かと考えますが、個別具体的な議員定数や選挙区については、県議会の裁量の範囲のなかにおいて考えるべきであり、県民の代表である議員自らの責任と判断で決めていくべきであると考えています。
11	報酬削減等	定数削減よりも（現行定数は維持）、議員報酬や政務活動費の削減を図るべき。	今回の選挙区調査特別委員会は一票の格差の是正を行うことを基本事項として確認し、議員定数や選挙区の見直しについての検討を行っています。 議員報酬の額については、知事の諮問機関である特別職報酬等審議会において専門的・客観的に審議され、その意見をもとに条例で定められるものです。 また、政務活動費は、会派や議員が自らの判断で行う政務活動に充てるものであり、その交付額等については、議員の調査研究活動の実態等を勘案して条例で定められるものです。 このようなことから、議員報酬や政務活動費の削減については、議員定数や選挙区の見直しの議論とは別に検討すべきことであると考えています。

《まとめ》

県議会議員の総定数については、情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化するなか、県議会においても自ら率先して定数削減に取り組むこととし、平成12年3月の選挙区調査特別委員会の検討結果に基づき見直しを行い、議員定数を55人から51人に削減し、都市形成の進んでいる伊勢湾岸の市部選挙区（四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）から1人ずつ削減を行いました。

これに対し、中山間地域や県南部地域の選挙区については、平成12年3月の見直しや、平成18年の選挙区調査特別委員会及び平成21年の議員定数等検討会議の検討結果において、過疎、高齢化、防災等の課題があるこれらの地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず、据え置いてきた経緯があります。

今回の中間案においては、県の総人口が減少するなか、北勢地域をはじめとする都市部においては人口が微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口減少が進んでいることから、拡大した一票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し議員1人当たり人口の少ない選挙区について定数削減等を行っています。

なお、県議会議員は、各選挙区から選出されますが、それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対しては、当該選挙区選出議員はもちろんのこと、すべての議員が県の課題として十分に認識し、県議会議員として自覚と責任を持って対応していくべきものと考えています。

今回の、改正内容については、定数の削減や合区の対象となっている選挙区の県民への十分な周知と理解をいただく期間が必要であることから、次回の一般選挙（平成27年4月予定）ではなく平成27年5月以降の一般選挙（次々回）から適用することとしています。

このようなことを踏まえ、次々回の選挙において一票の格差の是正を図ることを明示するため、これらの改正内容については、選挙区及び定数を定めた条例の本則に盛り込むこととしたところであり、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。」という議会基本条例の規定に基づき、今後の国勢調査の結果等これからの人口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、改選された議員の下でも引き続いて一票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方の検証等を行ってまいります。

- (1)尾鷲市・北牟婁郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
 - (2)熊野市・南牟婁郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
 - (3)鳥羽市選挙区(定数1人)と志摩市選挙区(定数2人)を合区し1人減の定数2人とする
 - (4)度会郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
 - (5)多気郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
 - (6)伊勢市選挙区(定数4人)から1人減の定数3人とする
- 総定数51人から6人減の45人とする

以上の改正内容は平成27年5月1日以降の一般選挙から適用することとする。

		H22年国勢調査<現行定数 51人>							<尾鷲市・北牟婁郡(定数1人)、熊野市・南牟婁郡(定数1人)、鳥羽市・志摩市(定数2人)、度会郡(定数1人)、多気郡(定数1人)、伊勢市(定数3人) 総定数45人>									
選挙区	区域	人口(人) H22年国勢調査	現行 定数	人口/定数	一票の格差 対亀山市 (最大)	面積(国土 地理院)(km ²)	議員1人当たり 面積 (面積/定数)	人口(人) H22年国勢調査	定数45の 配当基数	配当基数 調整数	配当基数 順位	人口割 実定数	定数増減	定数 45人	人口/定数	一票の格差 対亀山市 (最大)	面積(国土 地理院)(km ²)	議員1人当たり 面積 (面積/定数)
1	津市	285,746	7	40,821	1.25	710.81	101.54	285,746	6,933	6	④	7		7	40,821	1.25	710.81	101.54
2	四日市市	307,766	7	43,967	1.16	205.53	29.36	307,766	7,467	7		7		7	43,967	1.16	205.53	29.36
3	伊勢市	130,271	4	32,568	1.567	208.53	52.13	130,271	3,161	3		3		3	43,424	1.17	208.53	69.51
4	松阪市	168,017	4	42,004	1.21	623.77	155.94	168,017	4,076	4		4		4	42,004	1.21	623.77	155.94
5	桑名市・桑名郡	140,290				136.61		140,290								136.61		
		6,855				15.72		6,855								15.72		
	計	147,145	4	36,786	1.39	152.33	38.08	147,145	3,570	3	⑧	4		4	36,786	1.39	152.33	38.08
6	鈴鹿市	199,293	4	49,823	1.02	194.67	48.67	199,293	4,835	4	⑥	5	-1	4	49,823	1.02	194.67	48.67
7	名張市	80,284	2	40,142	1.27	129.76	64.88	80,284	1,948	1	②	2		2	40,142	1.27	129.76	64.88
8	尾鷲市・北牟婁郡	20,033				193.16		20,033								193.16		
		18,611				257.01		18,611								257.01		
	計	38,644	2	19,322	2.64	450.17	225.09	38,644	0,938	0	③	1		1	38,644	1.32	450.17	450.17
9	亀山市	51,023	1	51,023	-	190.91	190.91	51,023	1,238	1		1		1	51,023	-	190.91	190.91
10	鳥羽市・志摩市	21,435	1	21,435	2.38	107.99	107.99	21,435								107.99		
		54,694	2	27,347	1.87	179.72	89.86	54,694								179.72		
	計							76,129	1,847	1	⑤	2		2	38,065	1.34	287.71	143.86
11	熊野市・南牟婁郡	19,662				373.63		19,662								373.63		
		9,376				88.28		9,376								88.28		
		11,896				79.66		11,896								79.66		
	計	40,934	2	20,467	2.49	541.57	270.785	40,934	0,993	0	①	1		1	40,934	1.25	541.57	541.57
12	いなべ市・員弁郡	45,684				219.58		45,684								219.58		
		25,661				22.66		25,661								22.66		
	計	71,345	2	35,673	1.43	242.24	121.12	71,345	1,731	1	⑦	2		2	35,673	1.43	242.24	121.12
13	伊賀市	97,207	3	32,402	1.575	558.17	186.06	97,207	2,358	2		2	+1	3	32,402	1.57	558.17	186.06
14	三重郡	39,978				106.89		39,978								106.89		
		9,626				5.99		9,626								5.99		
		14,003				8.71		14,003								8.71		
	計	63,607	2	31,804	1.60	121.59	60.80	63,607	1,543	1	⑨	2		2	31,804	1.60	121.59	60.80
15	多気郡	15,438				103.17		15,438								103.17		
		22,833				40.92		22,833								40.92		
		10,416				362.94		10,416								362.94		
	計	48,687	2	24,344	2.096	507.03	253.52	48,687	1,181	1		1		1	48,687	1.048	507.03	507.03
16	度会郡	15,297				40.94		15,297								40.94		
		8,692				134.97		8,692								134.97		
		9,846				233.54		9,846								233.54		
		14,791				242.98		14,791								242.98		
	計	48,626	2	24,313	2.099	652.43	326.22	48,626	1,180	1		1		1	48,626	1.049	652.43	652.43
	計	1,854,724	51			5,777.22		1,854,724	45	36		45		45			5,777.22	
	議員一人当たり人口			36,367										41,216				
	同上の1/2の人口			18,184										20,608				
	人口/定数 の差			亀山市 51,023		尾鷲市・北牟婁郡 19,322	2.64	亀山市 51,023						三重郡 31,804			1.60	

平成26年

関係箇所抜粋

三重県議会定例会会議録

(5 月 16 日)
(第 10 号)

開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

文書による質問が提出され、知事に送付するとともに、回答書を受理しましたので、さきに配付いたしました。

次に、議提議案第3号は、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告2件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

追 加 提 出 議 案 件 名

議提議案第3号 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第3号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成26年5月9日

提出者 選挙区調査特別委員長 館 直 人

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十一人」を「四十五人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「四人」を「三人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表鳥羽市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市・志摩市選挙区	鳥羽市	志摩市	二人
------------	-----	-----	----

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表志摩市選挙区の項を削り、同表多気郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された一般選挙、再選挙及び補欠選挙並びに施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

提案理由

県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、所要の整備を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

特別委員長報告

○議長（山本 勝） 日程第1、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、選挙区調査特別委員会から調査の経過と結果について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。館 直人選挙区調査特別委員長。

〔館 直人選挙区調査特別委員長登壇〕

○選挙区調査特別委員長（館 直人） 改めまして、おはようございます。

議長のほうからお許しをいただきましたので、選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会は、平成25年1月17日に設置されて以来、22回にわたり委員会を開催し、この間、法令、他府県の状況等について当局からの説明を求め、調査を行うとともに、本年1月14日から2月13日までの1カ月間、三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）についてのパブリックコメントを実施し、広く県民の皆さんから意見を聴取するなど、三重県議会議員の選挙区及び定数について、総合的に調査検討を重ねてまいりました。

去る5月9日開催の当委員会におきまして最終案を取りまとめ、調査を終了いたしましたので、御報告をいたします。

当委員会においては、過去に行われました選挙区調査特別委員会や議員定数等検討会議における委員長報告等の附帯事項を踏まえ、1票の格差の是正を基本に定数の削減や選挙区の見直しの検討を行うことを本委員会の合意事項として、議員の総定数、選挙区人口と定数の逆転現象区、任意合区対象区、1人区、公職選挙法第15条第8項のただし書きの適用など、多くの課題について調査検討を行いました。

まず、本県議会議員の総定数については、平成12年3月の選挙区調査特別委員会において、情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化する中、県議会においても自ら率先して定数削減に取り組むこととして、

議員定数の見直しを行いました。

同年3月の条例改正で議員定数を55人から51人に削減し、都市形成の進んでいる伊勢湾岸の市部選挙区、四日市市選挙区、鈴鹿市選挙区、津市選挙区、松阪市・飯南郡選挙区、それぞれから1人ずつ削減を行いましたが、その際には、中山間地域や県南部地域の選挙区については、過疎、高齢化、防災等の課題があるこれらの地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず据え置いており、その後、平成18年の選挙区調査特別委員会及び平成21年の議員定数等検討会議の検討結果においても当該地域の選挙区定数を据え置いてきた経緯がございます。

次に、選挙区の区域については、いわゆる平成の大合併により県内の市町村において合併が行われたため、平成18年3月の条例改正で24選挙区を17選挙区に変更し、平成19年4月の一般選挙から適用して現在に至っております。

なお、平成25年12月の公職選挙法の改正により、郡を単位とする選挙区は郡の区域にかかわらず町村単位の選挙区設定や合区が可能となるとともに、町村は配当基数にかかわらず隣接市町村と自由に合区が可能となるなど、制度が大幅に改正されました。この改正規定に基づく選挙区の区域の見直しについては、県民の皆さんの理解を得るための周知期間を十分確保する必要があり、今回の改正では見送ることとしたところです。

まず、1票の格差是正を図るために、議員1人当たり人口の最も多い亀山市選挙区について検討を行いました。

県の総人口が減少傾向にある中、現在の社会情勢や厳しい県財政状況のもとでの現行議員定数51人の増加については、県民の理解を得ることは難しいとの結論に達しました。

議員総定数を増加せずに1票の格差是正を図るには、隣接する選挙区との合区または選挙区定数の増加が考えられますが、隣接選挙区との合区については、定数1人の亀山市選挙区人口5万1023人が、議員定数51人による議員1人当たりの人口3万6367人を上回っているため、公職選挙法の規定により、合区することができないこと、また、亀山市選挙区の定数を1人増加したと

しても、次いで議員1人当たり人口が多い鈴鹿市選挙区4万9823人があるため、抜本的な1票の格差是正につながらないことから、亀山市選挙区の定数1人は現行どおり据え置くことといたしました。

次に、議員1人当たり人口の少ない選挙区について検討を行いました。

県の総人口が減少する中、北勢地域をはじめとする都市部の人口は微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口は減少が進んでいることから、拡大した1票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し、議員1人当たりの人口の少ない選挙区について定数削減等を行う必要があるとの結論に達しました。

これらの選挙区については、離島を抱える地域や、過疎、高齢化、防災等の課題が多い地域であります。このような特別な事情を考慮してもなお1票の格差是正が必要と判断されるため、定数削減等を行うことといたしました。

まず、1票の格差が大きく逆転現象区である尾鷲市・北牟婁郡選挙区、格差は2.64、及び熊野市・南牟婁郡選挙区、格差は2.49については、それぞれ選挙区の定数2人を1人削減し、定数1人といたしました。

次に、定数1人の鳥羽市選挙区、人口2万1435人、格差2.38については、議員定数51人による議員1人当たり人口3万6367人を下回る任意合区対象選挙区でもあり、1票の格差の是正を図るためには、現状のままでは格差の是正は行われなことから、隣接する選挙区との合区が必要であり、福祉、環境衛生の広域行政等において関係の深い志摩市選挙区、定数2人との合区をした上で定数を1人削減し、定数2人といたしました。

次に、1票の格差が大きく逆転現象区である多気郡選挙区及び度会郡選挙区、ともに格差は2.1については、それぞれ選挙区の定数2人を1人削減し、定数1人といたしました。

これらの改正によって1人区が新たに4選挙区増加することとなりますが、選挙区の設定に当たっては、県民の多様な民意を的確に議会に反映するため、できる限り1人区の設置は避け、合区を行うことにより議員定数を複数とす

べきではとの意見もある一方で、地域の声を拾い上げるためにはできるだけ面積の小さな選挙区を設置すべきではとの意見も出され、議論が行われました。

その結果、今回の定数見直し対象選挙区はそれぞれが広大な面積を有し、現行の選挙区面積が最大である津市選挙区、710平方キロメートルより大きい選挙区の設置は避けるべきであるとして、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区については、隣接する選挙区との合区は行わないことといたしました。

次に、伊勢市選挙区について検討を行いました。

平成12年3月に行われた定数見直しにより、伊勢湾岸の都市形成の進んでいる県内支部においては市議会機能の充実により、住民の意見等がより迅速かつ確実に県、国に伝達されている状況にあるとして、人口の多い市の選挙区の定数を削減した経緯がありますが、その際に、伊勢市選挙区、定数3人は、度会郡選挙区、定数3人との均衡も考慮し定数を据え置いていたことから、このことを踏まえ、今回、伊勢市選挙区の定数4人を1人削減し、定数3人といたしました。

これらの改正内容については、定数の削減や合区の対象となっている選挙区の県民への十分な周知と理解をいただく期間が必要であることから、次回の一般選挙、平成27年4月予定の選挙ではなく、平成27年5月1日以降の一般選挙、次々回選挙から適用することといたしました。

以上の結果、改正後の選挙区において選挙すべき議員の数は条例案のとおりとなります。

なお、今回の改正については、次々回の選挙において1票の格差の是正を図ることを明示するため、これらの改正内容について、選挙区及び定数を定めた条例の本則に盛り込むこととしたところであり、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。」という議会基本条例第6条の2の規定に基づき、今後の国勢調査の結果等、これからの人

口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、改選された議員のもとでも引き続いて、1票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方等の検証等を行っていく必要があること、また、県議会議員は各選挙区から選出されますが、それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対しては、当該選挙区選出議員はもちろんのこと、全ての議員が県の課題であることを十分に認識し、自身の資質の向上を図り、三重県議会議員として自覚と責任を持って対応していくこと、これら二つの事項を委員会の附帯事項として決定したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（山本 勝） 以上で特別委員長の報告を終わります。

議 提 議 案 審 議

○議長（山本 勝） 日程第2、議提議案第3号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明並びに質疑を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（山本 勝） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。50番 西場信行議員。

〔50番 西場信行議員登壇・拍手〕

○50番（西場信行） おはようございます。

議提議案第3号につきまして、討論をさせていただきます。

この議案は、選挙区、そして議員定数の改正条例でございますが、いわゆる削減の条例であります。私はこれに反対の意向を表明して討論に参加を

したいと思います。

今、委員長報告があったんですが、委員長をはじめ委員の皆さんは、この委員会審議、本当に一生懸命、真摯に努力されました。その姿勢は評価しますし、その努力を評価するところです。

しかし、今、このように条例本則に盛り込んでここに提案するというのは拙速であると、まだまだ審議を尽くさねばならん状況だと、このように思いますし、その内容は、条例化するには無理があると、このように思っております。

今日は、賛成討論、反対討論、たくさんあります。それを見てもわかるように、しかも、賛成討論をするメンバーの顔を見ても、どちらかといえば腹の中は反対しておるような感じに推測できるような人がほとんどだ。でありますから、そういう賛否両論の中で、議会そのものもまだまだ、まとまっていない。

そして、我々は、議員は、その根っこは、そして母体は住民であります。住民の意向を我々ほどのように勘案してこのことに対応していくかということが大変重要になる。今回の審議の中で唯一、あるいは大きな住民の声が聞こえてきたパブコメ、様々な意見があります。その中で、この南に偏った削減案というものについて、南部の声が議会に反映されないのではないか、このことは非常に重要な問題。私は田川県政以来ずっとかかわっておりますが、南北格差解消、これは三重県議会の長年の課題です。そのために、執行部も我々も一生懸命取り組んできました。そんな中で、いろんなこともやってきた。そして、今、これからもまだやらねばならん。

そういう中で、我々がやるべきことは、これから議会を通じてこの問題に対応していかねばならん。もっと改革しろという声も大事です。これも踏まえてやっていかねばならん。そんな議論をこれから継続する、このことが大事なんだ。

最後に委員長がこう言われた。基本条例も踏まえて、これから改選後、国勢調査を踏まえて、さらにこの改革を、審議を進めていく。これは委員長報

告の中で唯一評価できる。

でありますから、1年後の改選が終わった後、それから国勢調査も踏まえて、今、まだまだ統一できない議員の声もしっかりと議論する中で、そして、県民の声を、あるいは必要となれば有識者の声を聞いて、議員定数どうあるべきか、どこまで議員の数というのは削減できるのか、してはいけないのか、こういうことを考えていかねばならない。

議員が住民の意向を政策に反映する、これは地方自治のあるべき姿でありますし、議会制民主主義の根幹であります。そして、議員の本分であります。そういう意味において我々がなすべきことは、この点を具現化する議会改革であり、そして、そのことをなし得て、議員の数を減らせ減らせという県民の声を払拭させて、議員をもっと確保してほしいという声に切りかえねばならない。そのことを目指して頑張っていくときに、いたずらに削減してはならない。

このことを強く申し上げ、私の反対討論にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○議長(山本 勝) 30番 北川裕之議員。

[30番 北川裕之議員登壇・拍手]

○30番(北川裕之) おはようございます。新政みえの北川裕之でございます。

今回提案をされました議提条例第3号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案に対し、賛成という立場で討論を行います。よろしくお願ひ申し上げます。

昨年1月に設置されました選挙区調査特別委員会の委員の皆様におかれましては、1年4カ月、延べ22回にわたり御審議をいただき、今条例改正案をおまとめいただきましたことに、深く感謝と敬意を表させていただく次第です。

県内各選挙区間における1票の格差の是正は、有権者の皆さんが投じる1票の重み、平等性の確保という点で、民主主義の根幹にかかわる大きな課題

と認識します。

過去、数次にわたる選挙区調査特別委員会や議員定数検討会議においても、様々な観点から議論をいただき、定数削減や選挙区の見直しが図られてきたところではあります。しかしながら、加速する人口減少や過疎化によって以前より1票の格差が広がっているという現実の中、その格差是正は喫緊に解決を迫られる大きな課題となっていることは、三重県議会全議員の認識であると考えます。

過去、過疎化や高齢化などの大きな課題を抱えている県の中山間地域や南部地域の選挙区については地域の特殊事情を鑑み定数削減を行わず据え置くこととし、伊勢湾岸沿いの都市部選挙区においての定数削減のみを実施してまいりましたが、こうした地域と都市部の1票の格差は以前よりさらに拡大しており、その是正策に着手をせざるを得ない状況は否めないと考えます。

中山間地域や南部地域のさらなる定数削減は1人区をつくることになり、議会への多様な民意の反映という議会制民主主義の基本原則を揺るがすという面を持つことから、私ども会派、新政みえとしましては、こうした地域においては1人区の設置を避け、合区と定数削減という組み合わせで格差是正を図るべきと提案してきたところです。

特別委員会の議論が集約される中で、私どもの主張も含め、各会派の最大公約数的な形で正副委員長案をおまとめいただき、提案をいただいたところですが、残念ながら、委員会の中での合意に至りませんでした。

本来ならこの時点での正副委員長案が最大限尊重されるべきものであり、私どもとしては大変残念に感じております。

そして、さらなる委員会での議論並びにパブリックコメントを経て、今回の定数6減の改正案に収れんされたところです。

1人区が新たに4選挙区増えるという案は、当初の会派案からは考え方においてかなりの隔りがあるものの、まずは1票の格差の是正を図ることが今回の特別委員会の最大のミッションであることを考え、さらには、これ以上先送りできないという状況に鑑み、現時点で各会派が歩み寄り、

合意形成可能な案と受けとめ、改正案に賛成の姿勢を示してきたところです。

この改正により、選挙区間の1票の格差は最大で2.64から1.60まで縮小されることとなります。

また、改正の実施時期については、当該選挙区の県民への十分な周知期間が必要であることから、平成27年5月以降の一般選挙からすることが妥当であると考えます。

今回の改正内容については条例の本則に盛り込むものとしており、1票の格差是正に取り組む三重県議会の強い意思をあらわせたものと考えるところです。

県民の皆様におかれましても様々な立場から御意見を頂戴しているところですが、今回の改正内容について十分な御理解をいただけるよう、県議会としても引き続き努力をしてまいりたいことはもちろんのこと、議員定数や選挙区定数について、議会基本条例に基づく不断の見直し議論を今後も続けていくことをお誓いし、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（山本 勝） 23番 中川康洋議員。

〔23番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○23番（中川康洋） 私は、公明党を代表して、ただいま上程されております議提議案第3号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案に反対する立場から討論を行います。

皆様既に御存じの方も多いと思いますが、私と私の同僚議員であります今井智広議員はともに、厚生労働大臣でありました坂口力前衆議院議員の元秘書であります。その坂口が現職時代に、自身の座右の銘であります先憂後楽とともによく口にし、折に触れ私たちに伝え、教えてくれた言葉があります。それは、民の声を恐れよでありました。この民の声を恐れよ、これは決して国民や県民の声は怖いものだという意味だけではなく、国民の代表や県民の

代表である為政者は、常にその声に耳を傾け、そして、その声に常に謙虚であれという意味であります。

今回の特別委員会の議論の中で、確かに私ども公明党は、昨年12月の段階で、1回目の正副委員長案に対する修正案として、平成27年に3減、そして、平成31年に3減という2段階削減論を提案しながら、その後、正副委員長から再提案されました、今回の条例案のもとになっております中間案に対して、これまで積み上げてきた議論が壊れるのは避けるべきであるとの考えから、一度は賛成した経緯があります。

しかし、その後、この中間案に対してとられたパブリックコメント、この382件に及ぶパブコメ、いわゆる県民の声は、さきの民の声を恐れよとの箴言を思い出す中、我が公明党にとっては大変重いものがありました。

中でも、条例改正後の選挙の実施時期として、具体的には41件寄せられた、定数削減は次々回選挙において実施するのではなく、次回選挙、具体的には平成27年から適用し、早期に実施すべきという意見は、当初、私どもは平成27年に3減、そして平成31年に3減という2段階削減論を主張していただけない、強烈なインパクトを持って私たちに迫ってきたのとともに、パブコメ後、引き続き中間案に賛成するというハードルを飛び越えることはできませんでした。

ゆえに、今回、我が公明党は、県議会議員の定数削減、具体的には6減については、この条例案に書かれているように次々回選挙から実施するのではなく、その一部ないしはその全部を、次回選挙、具体的には平成27年選挙から実施するべきであると主張いたします。

以上、反対の趣旨とその具体的内容を申し上げ、公明党を代表しての反対討論を終わります。議員各位の皆様の御賛同を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（山本 勝） 20番 村林 聡議員。

〔20番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○20番（村林 聡） 度会郡選出、自民みらい、村林です。

今回、大幅に定数減が提案されている県南部の議員の1人として、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

1票の格差の是正というのが今回の議論の出発点でした。

そもそも公職選挙法のとおり定数を配分すると3倍程度の格差が生じる可能性があり、私としては、現在の2.64という数値は直ちに是正しなければならない格差であるとは考えておりません。

このことは特別委員会でも申し述べましたが受け入れられず、格差是正が議論の出発点となりました。これを前提とすると、県南部はこれまで、地域の事情を酌んで手厚く定数を配分していただいておりますので、県南部のほとんどの選挙区が検討の対象にならざるを得ませんでした。

例えば、私が選出いただいている度会郡選挙区についても、合区か定数減かの選択を迫られました。その中で、地域の声を何とか伝えられる方法を模索し、苦渋の選択をしていった結果が今回の条例案であると理解しています。

そもそも、なぜ出発点となった1票の格差是正が重要なのかと考えますと、それは、様々な県民の声が県議会に反映される必要があるからです。であるならば、人口比例のほかにも考えるべきことがあるはずです。

例えば、南伊勢町の方は伊勢市のことをよく知っているのだけれども、伊勢市の方は南伊勢町のことを驚くほど知らないというような場面によく出会います。ですから、それぞれの地域の声をきちっと代表するという定数配分を考えないと、様々な県民の声というのは代表できないのではないのでしょうか。

今回の南部での6減というのはぎりぎりの選択で、これ以上減らせば地域の声が届かなくなるのではないかと危惧しています。

ここまで議論を積み上げてきた中での苦渋の選択として今回の条例案は賛成せざるを得ませんが、もはや南部で減らすということは限界まで来ており、今後1票の格差が拡大したときには、これ以上南部で減らすことなく、都市部選挙区での増員も視野に入れて御検討いただきますように切に皆様をお願い申し上げ、今回の条例案については賛成を表明して、討論を終結いたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(山本 勝) 10番 中西 勇議員。

[10番 中西 勇議員登壇・拍手]

○10番(中西 勇) 皆さんおはようございます。みんなの党会派、中西勇で
ございます。

議長の許可をいただきましたので、議提議案第3号の反対討論をさせていただきます。

まずは、私、みんなの党会派の意見といたしまして、私、平成23年度の選挙のときに、議員の定数は40名にすべきということで訴えておりました。そういう中で、選挙区、今、議論されている中で、私は傍聴議員でございました。そういう中で、会派の意見として意見を述べさせていただいておりました。来年の4月の選挙には5人削減するべきと、そういう意見を述べさせていただきました。段階的に進んでいくことが必要だということでさせていただいておりました。

そういう中で、反対討論を簡潔に述べさせていただきます。

このたびの提案理由の中に、県内の各選挙区における1票の格差の是正を図るため、所要の整備を行う必要がある。これがこの議案の提出理由であります。

そこで、1番目に、私の反対という討論の中で、平成27年の統一選挙からやはり格差を削減することを実施すべきということで、特別委員会の中でも議論をさせていただいて、私は議論はできないんですね、一方通行で話をさせていただきましたが、この先送りという感覚が私の中にはとれないんですね。何でそうやって先送りするんだと。それと、あくまでもこれは議員の保身ではないかと、そんなことを思うわけです。

そして、平成27年の5月以降に条例を変更して削減を決めるという今回の条例案でございますけれども、なぜそこまでして先へ送るのかな、これが、私の中では全く理解できない、反対する理由なんです。

平成27年の4月に統一地方選挙があり、議員各位、かわる可能性があるわ

けです。議員が、メンバーがかわる可能性が十分にあると思うんです。そういう中でもう一度しっかり議論をしていただいてやるべきことだと、そのように思います。

今までもしっかり議論はされていますけれども、ずっと先へ送られてきている、そういう事実があるわけです。そこをしっかりと考えていただきたいなど、そのように思います。

最後に一言言いたいのは、パブリックコメントでしっかり県民の皆さんから意見をいただいております。私は、そういう部分で考えると、県民不在になっていないのかなど、そんなふうに思います。議員の皆さんにもう一度しっかり考えていただいて、平成27年4月の次回の選挙から削減するべきことを考えてやっていただきたいなど、そのように思いますので、今回、反対をさせていただきます。皆さん御理解をいただいて、反対していただきたいなど、そのように思います。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 18番 中村欣一郎議員。

〔18番 中村欣一郎議員登壇・拍手〕

○18番（中村欣一郎） 議提議案第3号に反対討論をいたします。

私、ここへ立つのは初めてなんですけれども、初めての登壇が反対討論になろうとは思いませんでした。

特別委員会の皆さんが22回もの議論を重ねてこられたことに対しましては、心から敬意を表するところでございます。とはいうものの、これだけ議論を重ねてきたのだからとか、ここまで来たのだから何がしかの成果をという理由で結論を出すというのは最も避けねばならないことだというふうに思います。

私のように反対の立場の者には自己保身のために抵抗をしているというふうに言われることがあるんですけれども、私はあくまで、自分が北中部の都市部選出の議員であったとしてもこの場でこのように述べるであろうという反対討論をしたいというふうに思います。

反対の理由は次の三つです。

まず、なぜ次の次のことを決めるのかという時期の問題です。

この条例案は、実質31年の通常選挙が対象になるものです。来年27年には通常選挙があり、同時に国勢調査もあることを考えると、直近の民意は来年の選挙で選ばれた人たちの意見になります。

不断の見直しを行う云々というのであれば、今決める、今縛りをかけるというのは理解に苦しむところであります。

今の私たちが決められるのは、次の、来年の選挙についてであり、次々回については、法的には可能であっても、踏み越えてはならない領域だと思えます。議会改革先進県を標榜し、ほかの自治体から一目も二目も置かれる三重県議会が使う手段ではないと思えます。

二つ目は、南だけで6減ということについてです。

格差を人口だけで解決するのなら、私たちの出番はないはずですが。議会こそ、人口数で開いてしまった格差を三重県の地域性に応じた特段の配慮でカバーするのが議会の仕事だというふうに思えます。その配慮を議会がなくして、誰がその配慮をするんですか。この6減は、県南部の人にしてみたら絶望的なメッセージとして伝わっていくことと思えます。

角を矯めて牛を殺すということわざがあります。角の形が思うようにならないからと角の形をいじっているうちに、牛そのものを死なせてしまう、手を加え過ぎて結果的に全体をだめにしてしまうというような意味ですが、三重県が三重県らしくあるためにも特段の配慮をどこまでできるのかという議論をまずすべきだったというふうに思えます。

三つ目は、パブリックコメントで寄せられた県民の意見に対してであります。

この種のパブコメにしては前代未聞の数だそうです。そして、その中には、中間案をよしとするものは一つもありませんでした。これだけのパブコメが集まり、しかも、おおむね皆、理論的な文章です。もうちょっとそれらに耳を傾ける必要があるとは思いませんか。

参考人招致、公聴会、学識者の意見を聞くなど、三重県議会には多数の多様な県議会の誇れるツールがあり、通年議会も開催されたばかりにもかかわらず、これまで一切活用されてきておりません。一体皆さんは何を判断材料にされたのでしょうか。その上、パブコメの意見も全く反映されないというのなら、何のためのパブコメだったんですか。どうやったら県民の声は聞いてもらえるんですか。

最後に、地元の話をしていただきますと、鳥羽の四つの島には約4000人が暮らしています。思い返してみてください、皆さんが島を訪れたときのことを。いつ誰が訪れても、大歓迎を受けたのではないのでしょうか。その、よく来てくれたという歓迎は、裏を返せば、みんな、自分たちの声が県に届くのか、これからも皆さんが足を運んでくれるのかという不安の裏返しでもあるんです。

2.64という1票の格差は、都市部の皆さんにしてみたら不公平、不平等きわまりないものかもしれません。同じ離島を抱える志摩市もそう。離島はないにしても、尾鷲、熊野、多気、度会の1票の格差もそう。

○議長（山本 勝） 中村議員に申し上げます。申し合わせの時間が経過いたしましたので、速やかに終結願います。

○18番（中村欣一郎） それらの格差はこれまで、県民の皆さんからも特段の配慮をもって理解をされてきたものと思っております。その配慮に甘えるわけではないのですが、もうこれ以上、乾いたタオルを絞るのは勘弁してほしいです。これ以上絞っても、あとは涙しか出ません。

以上、三つの理由で反対をいたします。御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本 勝） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

議提議案第3号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

特 別 委 員 会 の 廃 止

○議長（山本 勝） 日程第3、特別委員会廃止の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙区調査特別委員会は、その報告を終了いたしましたので廃止いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって、選挙区調査特別委員会は廃止することに決定いたしました。

議 員 派 遣 の 件

○議長（山本 勝） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

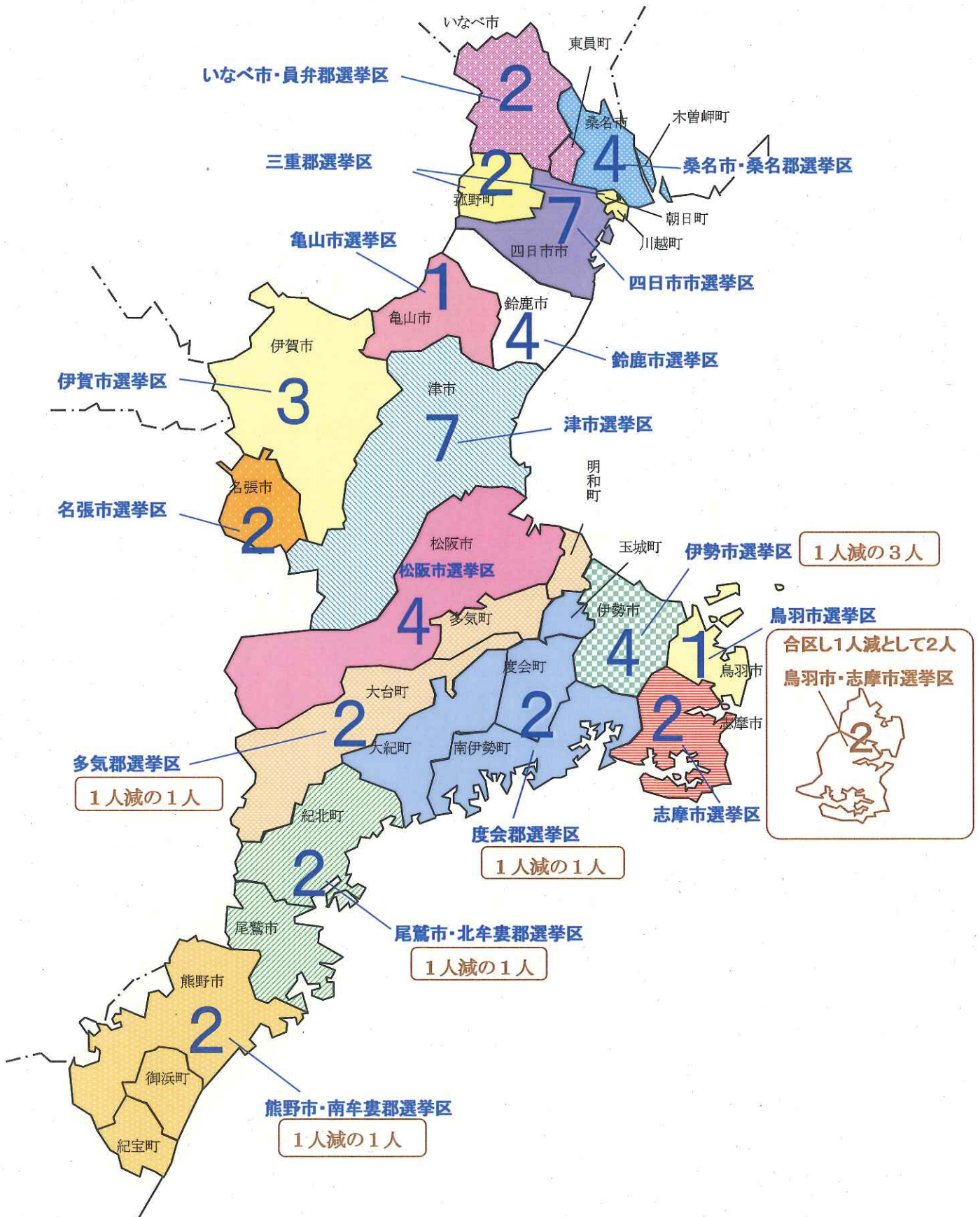
お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

三重県議会議員の選挙区と議員定数

- (1) 議員の定数と現員 条例定数 51 人、現員 51 人、17 選挙区 (平成 27 年 4 月 30 日現在)
- (2) 定数及び選挙区の改正 改正条例定数 45 人(6 人減)、16 選挙区 (平成 26 年 5 月 23 日改正)
(H27. 5. 1 以後の一般選挙から適用) (改正選挙区と定数は、□で表示)



平成27年国勢調査結果(条例改正前後)

資料10

平成27年 選挙時

平成22年国勢調査			
定数	格差	最大選挙区	最小選挙区
51	2.64	亀山市選挙区	尾鷲市・北牟婁郡
		51,023	19,322



※一票の格差が拡大

平成27年国勢調査(速報値)			
定数	格差	最大選挙区	最小選挙区
51	2.93	亀山市選挙区	尾鷲市・北牟婁郡
		50,265	17,179

平成31年 選挙時

平成27年国勢調査(速報値)			
定数	格差	最大選挙区	最小選挙区
51	2.93	亀山市選挙区	尾鷲市・北牟婁郡
		50,265	17,179



定数6減

※一票の格差が縮小

平成27年国勢調査(速報値)			
定数	格差	最大選挙区	最小選挙区
45	1.67	亀山市選挙区	伊賀市
		50,265	30,126

選挙区名	定数の変更	格差の変更	
尾鷲市・北牟婁郡	2→1	尾鷲市・北牟婁郡 2.93→	1.46
熊野市・南牟婁郡	2→1	熊野市・南牟婁郡 2.70→	1.35
鳥羽市・志摩市	3→2	鳥羽市 2.58→	1.44
		志摩市 2.00→	
度会郡	2→1	度会郡 2.21→	1.11
多気郡	2→1	多気郡 2.14→	1.07
伊勢市	4→3	伊勢市 1.57→	1.18

三重県議会議員の選挙区及び定数

※平成27年国勢調査にかかる速報値を反映

H28.2.26 総務省の国調速報値で作成

- (1)尾鷲市・北牟婁郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
 - (2)熊野市・南牟婁郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
 - (3)鳥羽市選挙区(定数1人)と志摩市選挙区(定数2人)を合区し1人減の定数2人とする
 - (4)度会郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
 - (5)多気郡選挙区(定数2人)から1人減の定数1人とする
 - (6)伊勢市選挙区(定数4人)から1人減の定数3人とする
- 総定数51人から6人減の45人とする

以上の改正内容は平成27年5月1日以降の一般選挙から適用することとする。

選挙区	区域	H27年国勢調査(速報値) <現行定数 51人>								<尾鷲市・北牟婁郡(定数1人)、熊野市・南牟婁郡(定数1人)、鳥羽市・志摩市(定数2人)、度会郡(定数1人)、多気郡(定数1人)、伊勢市(定数3人) 総定数45人>											
		人口(人) H27年国勢調査	現 定 行 数	人口/定数	一票の格差 対亀山市 (最大)	一票の 格差 順位	面積(国土 地理院)(km ²)	議員1人当たり 面積 (面積/定数)	人口(人) H27年国勢調査	定数45の 配当基数	配当基数 整 数	配当基数 順 位	人口割 実定数	定数増減	定 数 45人	人口/定数	一票の格差 対亀山市 (最大)	一票の 格差 順位	面積(国土 地理院)(km ²)	議員1人当たり 面積 (面積/定数)	
1	津市	津市	280,016	7	40,002	1.26		711.11	101.59	280,016	6,939	6	②	7	7	40,002	1.26	⑨	711.11	101.59	
2	四日市市	四日市市	311,089	7	44,441	1.13		206.44	29.49	311,089	7,709	7	⑧	8	-1	7	44,441	1.13		206.44	29.49
3	伊勢市	伊勢市	127,868	4	31,967	1.57	⑧	208.35	52.09	127,868	3,169	3		3	3	42,623	1.18		208.35	69.45	
4	松阪市	松阪市	163,912	4	40,978	1.23		623.64	155.91	163,912	4,062	4		4	4	40,978	1.23		623.64	155.91	
5	桑名市・桑名郡	桑名市	140,226					136.68		140,226									136.68		
		木曾岬町	6,360					15.74		6,360									15.74		
		計	146,586	4	36,647	1.37		152.42	38.11	146,586	3,633	3	⑨	4	4	36,647	1.37	⑥	152.42	38.11	
6	鈴鹿市	鈴鹿市	196,251	4	49,063	1.02		194.46	48.62	196,251	4,863	4	④	5	-1	4	49,063	1.02		194.46	48.62
7	名張市	名張市	78,807	2	39,404	1.28		129.77	64.89	78,807	1,953	1	①	2	2	39,404	1.28	⑧	129.77	64.89	
8	尾鷲市・北牟婁郡	尾鷲市	18,015					192.71		18,015									192.71		
		紀北町	16,343					256.53		16,343									256.53		
		計	34,358	2	17,179	2.93	①	449.24	224.62	34,358	0.851	0	⑤	1	1	34,358	1.46	③	449.24	449.24	
9	亀山市	亀山市	50,265	1	50,265	-	-	191.04	191.04	50,265	1,246	1		1	1	50,265	-	-	191.04	191.04	
10	鳥羽市・志摩市	鳥羽市	19,455	1	19,455	2.58	③	107.34	107.34	19,455									107.34		
		志摩市	50,360	2	25,180	2.00	⑥	178.94	89.47	50,360									178.94		
		計								69,815	1,730	1	⑦	2	2	34,908	1.44	④	286.28	143.14	
11	熊野市・南牟婁郡	熊野市	17,322					373.35		17,322									373.35		
		御浜町	8,746					88.13		8,746									88.13		
		計	37,274	2	18,637	2.70	②	541.10	270.55	37,274	0.924	0	③	1	1	37,274	1.35	⑦	541.10	541.10	
12	いなべ市・員弁郡	いなべ市	45,821					219.83		45,821									219.83		
		東員町	25,350					22.68		25,350									22.68		
		計	71,171	2	35,586	1.41		242.51	121.26	71,171	1,764	1	⑥	2	2	35,586	1.41	⑤	242.51	121.26	
13	伊賀市	伊賀市	90,377	3	30,126	1.67	⑦	558.23	186.08	90,377	2,240	2		2	+1	3	30,126	1.67	①	558.23	186.08
14	三重郡	菟野町	40,208					107.01		40,208									107.01		
		朝日町	10,563					5.99		10,563									5.99		
		計	65,518	2	32,759	1.53	⑨	121.73	60.87	65,518	1,624	1		1	+1	2	32,759	1.53	②	121.73	60.87
15	多気郡	多気町	14,893					103.06		14,893									103.06		
		明和町	22,589					41.04		22,589									41.04		
		計	47,041	2	23,521	2.14	⑤	506.96	253.48	47,041	1,166	1		1	1	47,041	1.07		506.96	506.96	
16	度会郡	玉城町	15,439					40.91		15,439									40.91		
		度会町	8,312					134.98		8,312									134.98		
		計	45,479	2	22,740	2.21	④	651.10	325.55	45,479	1,127	1		1	1	45,479	1.11		651.10	651.10	
計			1,815,827	51				5,774.38		1,815,827	45	36		45	45				5,774.38		
議員一人当たり人口			35,604								40,352										
同上の1/2の人口			17,802								20,176										
人口/定数 の差			亀山市 50,265		尾鷲市・北牟婁郡 17,179			2.93		亀山市 50,265				伊賀市 30,126				1.67			